

株主各位

東京都目黒区碑文谷五丁目15番1号

株式会社 **鉄人化計画**

代表取締役社長 根来 拓也

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、インターネットまたは書面により事前に議決権を行使いただき、株主様の健康状態にかかわらず、本総会当日のご来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。

また、ご来場の株主様への感染防止のために本総会は縮小した規模で開催させていただくことから、充分なお席が確保できませんので、何卒ご容赦くださいますようお願い申し上げます。

お手数ながら、後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、3頁～4頁記載の「議決権行使方法についてのご案内」をご参照のうえ、2021年11月25日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年11月26日（金曜日）午前11時（受付開始 午前10時30分）
2. 場 所 東京都中央区銀座五丁目9番11号 銀座ファゼンダビル9階
カラオケの鉄人 銀座店
（※会場及び開始時間が例年と異なっておりますので、お間違えのないようご注意ください。会場は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項 報告事項

1. 第23期（2020年9月1日から2021年8月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第23期（2020年9月1日から2021年8月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）2名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第3号議案 株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

以 上

- ~~~~~
- ◎本総会にご来場される株主様におかれましては、マスクの着用など、感染予防にご配慮賜りますようお願い申し上げます。
 - ◎お飲み物のサービスはございません。
 - ◎当日ご出席の際には、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本招集ご通知に関して提供すべき書類のうち、事業報告の「会社の体制及び方針」並びに連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tetsujin.ne.jp>) に掲載しておりますので、本株主総会の添付書類には記載していません。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類について、2021年11月25日(木曜日)までに修正すべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tetsujin.ne.jp>) に掲載してお知らせいたします。

議決権行使方法についてのご案内

下記いずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

事前の議決権行使をいただく場合

書面による議決権行使

行使期限

2021年11月25日(木曜日)
午後6時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するように返送ください。

「スマート行使」によるご行使

行使期限

2021年11月25日(木曜日)
午後6時行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁
をご覧ください。

インターネットによるご行使

行使期限

2021年11月25日(木曜日)
午後6時行使分まで

パソコン、スマートフォン等から、
議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁
をご覧ください。

当日ご出席いただく場合

株主総会へ出席



株主総会開催日時

2021年11月26日(金曜日) 午前11時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使に関して、パソコンやスマートフォンの操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

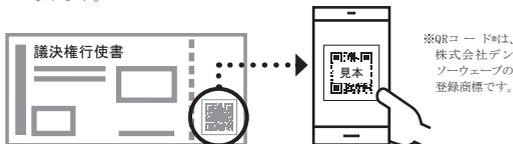
株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

 0120-652-031 (9:00~21:00)

「スマート行使」によるご行使

1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード※」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

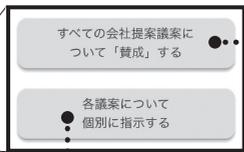


※QRコード時は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

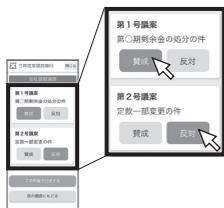
2 議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。



3 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

4 全ての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード※を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

インターネットによるご行使

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



「次へすすむ」をクリック

2 ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。

議決権行使コード

3 パスワードを入力する



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」を入力し、新しいパスワードを登録する。

パスワード

以降は画面の案内に従って賛否をご登録ください。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主さまのご負担となります。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

(添付書類)

事業報告

(2020年9月1日から2021年8月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の長期化した影響により経済・社会活動は大きな制限を受け依然として厳しい状況となっております。新型コロナウイルスワクチンの接種が進み高い接種率となっているものの、新型コロナウイルス感染症の収束時期が未だ見通せず、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループが主力事業を展開するカラオケ・飲食事業におきましては、長期間に渡った緊急事態宣言等とそれに伴う休業要請等やコロナ禍における勤務形態の多様化とライフスタイルの変化により厳しい経営環境が続いており、既存事業の見直しやデリバリー事業への新規参入など運営事業の立て直しに加え、コスト削減や効率的な事業運営の推進、雇用調整助成金や感染防止協力金等の各種支援策を活用するなど企業存続に取り組んでおります。

このような状況の中、当社グループでは、従業員への感染防止管理を徹底し、「カラオケの鉄人」では、カラオケルーム内備品の消毒・清掃その他の感染防止策を徹底し、お客様及び従業員の安全・安心に努めた上で可能な限り営業を続けました。また、コロナ収束後においても収益力の回復が難しいと思われる店舗の譲渡又は閉店を積極的に推進するとともに、本社・本部コストのスリム化と事業運営コストの見直しを図り損益分岐点売上高の低減に取り組みました。

前期に事業を譲り受けたラーメン「直久」においては、消毒・清掃等に加え仕切り版の設置等感染防止策を徹底し、自治体からの時短要請に応じた運営を行いました。

同じく前期より運営を開始いたしました、まつ毛エクステ・ネイルサロン「Rich to」(美容事業)も消毒・清掃等感染防止策を徹底して運営を行いました。

また、新型コロナウイルスワクチンの接種を推進し、安全安心なサービス提供を図る目的でグループ全社員(正社員・アルバイト社員)を対象とした「新型コロナウイルスワクチン接種による奨励金制度」を実施し、多くのグループ社員がワクチン接種の予約・接種済みの状況となっております。

なお、財務内容の健全化を図るとともに、利益剰余金の欠損額を解消し、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、2021年8月に減資いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高5,240百万円（前年同期比5.3%減）、営業損失144百万円（前年同期営業損失815百万円）、経常損失187百万円（前年同期経常損失843百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失281百万円（前年同期親会社株主に帰属する当期純損失1,580百万円）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

（カラオケ・飲食事業）

当連結会計年度におけるカラオケ・飲食事業の売上高は4,828百万円（前年同期比7.1%減）、営業利益は314百万円（前年同期営業損失100百万円）となりました。

カラオケ店舗におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大を背景とした利用控えが主な要因となり、比較可能な既存店※は49店舗で売上高は前年同期比93.2%（コロナ禍前の2019年8月期比は47店舗で売上高は前々年同期比61.6%）となりました。カラオケ店への営業自粛要請は特措法第45条の下で厳しく規制されましたが、新型コロナウイルス感染対策を徹底した上で可能な限り営業を継続いたしました。

子会社である株式会社直久が運営するラーメン「直久」におきましては、酒類提供の制限や主力店舗がビジネス街であることからテレワーク普及の影響もあり、厳しい事業運営となりましたが、売上を補完する取り組みとして新たにテイクアウト&デリバリーメニューを導入いたしました。

※ 比較可能な既存店とは、営業開始後12ヶ月を経過して営業を営んでいる店舗で前年対比が可能なものをいいます。

（メディア・コンテンツ企画事業）

当連結会計年度におけるメディア・コンテンツ企画事業の売上高は109百万円（前年同期比15.2%減）、営業利益は86百万円（前年同期比14.8%減）となりました。

「カラオケの鉄人モバイル」サイトを中心に運営を行っておりますが、フィーチャーフォンからスマートフォンへの乗換えが進み減収・減益となっております。

（その他）

当連結会計年度におけるその他の売上高は303百万円（前年同期比47.0%増）、営業損失は44百万円（前年同期営業利益17百万円）となりました。

子会社である株式会社TBHが運営するまつ毛エクステ・ネイルサロン「Rich to」におきましては、コロナ禍においても堅調な業績となりましたが、当連結会計年度において所有不動産を売却したことによる外部からの不動産収入の減少やシステム受託開発等の減少により減益となっております。

事業の種類別セグメントの売上高は次のとおりであります。

区 分	第 22 期		第 23 期			
	前連結会計年度		当連結会計年度		前年同期比増減	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	増減比 (%)
カラオケ・飲食事業	5,197	93.9	4,828	92.1	△368	△7.1
メディア・コンテンツ企画事業	128	2.3	109	2.1	△19	△15.2
そ の 他	206	3.7	303	5.8	96	47.0
合 計	5,532	100.0	5,240	100.0	△291	△5.3

(注) 1. 上記の金額には、セグメント間の内部売上高を含んでおります。

2. 上記の金額には、消費税は含まれておりません。

3. 「その他」の事業は、「美容事業」及び「不動産賃貸事業」等であります。

(2) 重要な設備投資等の状況

当連結会計年度中の重要な設備投資につきましては、主として店舗設備の増設並びに改装と本社移転設備等を行い、その設備投資額は42百万円となりました。

(3) 重要な資金調達状況

該当する事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、新型コロナウイルス感染症拡大の状況下、政府・地方自治体による感染拡大防止のための行動自粛要請により、客数が減少したことを主な要因として売上高は著しく減少し、前連結会計年度において営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、当連結会計年度においては前期以上に長期化した緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の影響により経営環境は更に厳しい状況となり、前期に引続き、営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失となりました。

直近においては、新型コロナウイルスワクチン接種の効果もあり新規感染者数は大幅に減少し、2021年9月30日をもって長期化した緊急事態宣言等は全て解除されましたが、諸外国での再拡大の状況もあることから年末に向けて感染拡大の第6波が懸念されております。また、飲食店に対しては、当該解除後も引続き、自主的な時短営業や酒類提供の制限並びにカラオケ利用の抑制が要請されており、更に、コロナ禍における勤務形態の多様化とライフスタイルの変化もあり、今後も見通しの利かない厳しい経営環境が続くものと判断しております。

このように極めて厳しい状況下ではありますが、当社グループは、お客様、株主様、従業員、他のステークホルダーに対し、次の対処すべき課題に取り組み、業績回復並びに業績成長を図ってまいります。

①事業運営の課題

店舗運営事業において将来の収益性に十分期待できる店舗を選択するとともに、運営コストの見直しと改善により損益分岐点売上高の低減化を図り、厳しい経営環境下においても利益が稼得できる収益構造の構築に取り組みます。

また、全社員対象の「新型コロナウイルスワクチン接種による奨励金制度」の推進により営業店舗での安全安心なサービス提供を図り、お客様に安心してご利用いただける環境整備に取り組みます。

②主力事業への依存度と事業展開の課題

コロナ禍においては主力事業であるカラオケ・飲食事業が大きく影響を受け、前期、当期ともに営業損失となりましたが、美容サロン事業におきましてはその影響も限定的であり、比較的堅調な業績となりました。今後は、美容サロン事業をはじめコロナ禍でも業績に影響を及ぼさない事業ドメインへの展開に取り組みます。

当社グループではこうした取り組みを通じて、主力事業であるカラオケ・飲食事業の業績回復とコロナ禍でも業績が安定している事業への積極的な投資により、更なる企業価値向上に努めてまいります。

株主の皆様には、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 20 期	第 21 期	第 22 期	第 23 期 (当連結会計年度)
売 上 高(千円)	7,349,722	7,165,769	5,532,218	5,240,948
経常利益又は経常損失(△)(千円)	13,326	160,691	△843,435	△187,339
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△193,595	168,196	△1,580,769	△281,614
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)(円)	△28.89	21.69	△193.14	△21.38
総 資 産(千円)	5,545,297	5,471,703	5,785,476	4,942,230
純 資 産(千円)	376,837	553,399	484,849	190,155

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 20 期	第 21 期	第 22 期	第 23 期 (当事業年度)
売 上 高(千円)	7,242,031	7,150,758	5,203,637	4,543,967
経常利益又は経常損失(△)(千円)	12,261	163,273	△844,449	△133,332
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△194,535	170,788	△1,582,575	△251,610
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)(円)	△29.03	22.02	△193.36	△19.10
総 資 産(千円)	5,539,725	5,472,878	5,468,097	4,680,781
純 資 産(千円)	376,854	553,320	482,313	220,352

(6) 主要な事業内容 (2021年8月31日現在)

当社グループは、首都圏を中心としたカラオケ店「カラオケの鉄人」の営業を主な事業とする他、飲食店、美容店の営業、音響設備等のシステム開発及び保守、音源コンテンツの制作及び販売等の事業を行っております。

当社グループの事業に係る位置付け及び事業の種類別セグメントとの関連は次のとおりであります。

事業部門	主要な事業内容
カラオケ・飲食事業	カラオケ店の営業 (カラオケの鉄人等)
	飲食店の営業
メディア・コンテンツ企画事業	携帯電話向け音源の制作及び販売、コンテンツ配信
その他の	美容店の営業及び不動産賃貸事業

(7) 主要な営業所及び店舗 (2021年8月31日現在)

①当社

株式会社鉄人化計画	本社 (東京都目黒区碑文谷五丁目15番1号)	
	店舗	カラオケ・飲食複合店 (49店舗) 東京都35店舗、神奈川県12店舗、千葉県2店舗
		まんが喫茶 (複合カフェ) (1店舗) 東京都1店舗

②子会社

株式会社TBH	本社 (東京都目黒区碑文谷五丁目15番1号)	
	店舗	美容店 (10店舗) 愛知県8店舗、岐阜県2店舗
株式会社直久	本社 (東京都目黒区碑文谷五丁目15番1号)	
	店舗	飲食店 (直営5店舗) 東京都4店舗、神奈川県1店舗

(8) 従業員の状況 (2021年8月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数
男 性	106名
女 性	60名
合 計	166名

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 従業員数には、パートタイマー等273名（1日8時間換算による期中平均人員）は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	87名	47名減	37.2歳	6.5年
女 性	24名	17名減	33.7歳	5.5年
合計又は平均	111名	64名減	36.4歳	6.3年

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 社外への出向者1名を含んでおります。
3. 従業員数には、パートタイマー等257名（1日8時間換算による期中平均人員）は含まれておりません。

(9) 重要な親会社と子会社の状況 (2021年8月31日現在)

① 親会社との状況

当社の親会社はファースト・パシフィック・キャピタル有限会社であり、当社の株式を8,502,662株（議決権比率64.55%）保有しております。

なお、当期において同社との特段の取引はございません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社TBH	9百万円	100%	美容事業
株式会社TFS	9百万円	100%	飲食事業及び関連するコンサルタント業務等
株式会社直久	9百万円	100%	飲食事業

(10) 主要な借入先 (2021年8月31日現在)

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 横 浜 銀 行	2,120百万円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	594百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	540百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

日本国政府は、新型コロナウイルス感染症に関連した感染症対策の基本方針等を公表しましたが、それ以降消費者は外出等を控え外食需要に重要な影響を与えております。当社グループが主力事業を展開するカラオケ・飲食事業におきましては、長期間に渡った緊急事態宣言等とそれに伴う休業要請等やコロナ禍における勤務形態の多様化とライフスタイルの変化により厳しい経営環境が続いており、既存事業の見直しやデリバリー事業への新規参入など運営事業の立て直しに加え、コスト削減や効率的な事業運営の推進、雇用調整助成金や感染防止協力金等の各種支援策を活用するなど企業存続に取り組んでおります。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響及び収益改善施策の成果が、売上高に及ぼす程度や期間について見通すことが容易ではないことから、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。なお、財務諸表は継続企業を前提としており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しておりません。

2. 会社の株式に関する事項 (2021年8月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 23,712,000株
(2) 発行済株式総数 13,647,362株 (自己株式 476,600株を含む)
(3) 株主数 7,932名 (前期末比 445名減)
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
ファースト・パンフィック・キャピタル有限公司	8,502,662株	64.55%
株式会社エクシング	505,000株	3.83%
株式会社第一興商	505,000株	3.83%
株式会社横浜銀行	240,000株	1.82%
日野洋一	200,100株	1.51%
株式会社エアトリ	200,000株	1.51%
吉田嘉明	182,200株	1.38%
佐藤幹雄	162,600株	1.23%
株式会社グッドスマイルカンパニー	80,000株	0.60%
日野元太	72,000株	0.54%

- (注) 1. 当社は自己株式476,600株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。
2. 持株比率は自己株式数を控除して計算し、小数点以下第3位を切り捨てております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当する事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における当社役員が保有している職務の執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2021年8月31日現在)
該当する事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務の執行の対価として当社従業員等に交付した新株予約権の状況
該当する事項はありません。
- (3) その他新株予約権に関する重要な事項
該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2021年8月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	根 来 拓 也	
常 務 取 締 役	浦 野 敏 男	管理本部長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	野 宮 拓	日比谷パーク法律事務所 パートナー弁護士 一般社団法人Tリーグ 社外理事
取 締 役 (監 査 等 委 員)	西 口 英 世	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	長 洲 謙 一	株式会社ウイングス 代表取締役社長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	野 老 覚	株式会社キャサズ 代表取締役 学校法人環境造形学園 理事

- (注) 1. 岡崎太輔氏、沖本一徳氏は、2020年11月27日開催の第22回定時株主総会終結のときをもって、任期満了により退任いたしました。
2. 取締役 根来拓也氏、浦野敏男氏は、2020年11月27日開催の第22回定時株主総会において、取締役に新たに選任され、就任いたしました。
3. 取締役 野宮拓、西口英世、長洲謙一、野老覚の各氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、西口英世、長洲謙一の両氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2の規定に基づき、独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 取締役との活発な意見交換、内部監査部門を中心とした補助部門との連携ができていますため、常勤の監査等委員を選定しておりません。

(2) 取締役の報酬等

役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、下記のとおり、2021年10月26日開催取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の改定を決議しております。

下記(3)の取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、2021年2月24日開催の取締役会にて決議された上記改定前の基本方針によるものですが、当該決定方針に沿うものであることを上記改定前に同年10月26日開催の取締役会において確認しております。すなわち、当該事業年度の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等については基本報酬のみにより構成されており、監査等委員である取締役の全員が参加した上記取締役会で、当該基本報酬については、2017年11月28日開催の第19回定時株主総会において決議いただいた年額100百万円以内（ただし使用人分給与は含まない。）の範囲（当該決議がされた時点において、当該報酬限度額の対象とされていた取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は2名）で、当該事業年度の取締役（監査等委員である取締役を除く）2名の各支給額を決定するにあたり、当該事業年度における各人の職責及び評価、経済情勢、財務状況等を総合的に勘案して取締役会決議にもとづき当該事業年度の報酬総額を決定し、各人へ支給する具体的金額の全部について代表取締役社長根来

拓也氏に委任しており、同氏は、かかる委任に基づき、監査等委員会と意見交換したうえで基本報酬の個人別の報酬額を決定し、当社取締役会も監査等委員会からの意見が反映されていることを確認しているため、上記の改定前の決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、当社取締役会が、同氏に対して上記各委任をいたしましたのは、取締役（監査等委員である取締役を除く）各人の職責及び評価、経済情勢、財務状況等を考慮しながら当該各人の職責に応じた貢献度を評価して当該各人へ支給する基本報酬の具体的金額を決定するにおいては代表取締役社長である同氏が最も適していると判断したためであります。当該決定においては監査等委員会と意見交換して恣意性を排除し、かつ、実際の決定がその時点での基本方針に沿っている適正なものかどうかについて監査等委員会の監督に服せしめることにより適切な決定がなされるようにしております。

記

基本方針

当社の取締役の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能することを基本方針とします。具体的には、基本報酬としての固定報酬及び非金銭報酬としてストック・オプションにより構成します。

基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、株主総会において決議いただいた年額の範囲で、月例の固定報酬とし、職責及び評価、経済情勢、財務状況等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、中長期的な企業価値向上を図るため、株主総会で決議いただいた範囲内でストック・オプションを付与します。個人別の付与数、付与時期等の内容については、株主総会で決議いただいた授権に基づき取締役会で決議するものとしております。

金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬の割合は、職責及び評価等を総合的に勘案し、取締役会で委任を受けた代表取締役社長が監査等委員会と意見交換したうえで、決定いたします。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬額については、2017年11月28日開催の第19回定時株主総会において決議いただいた年額100百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）の範囲で、各期ごとに取締役（監査等委員を除く）各人の職責及び評価、経済情勢、財務状況等を総合的に勘案して取締役会決議にもとづき当該期の報酬総額を決定し、個人別の報酬等の金額については

代表取締役社長が委任を受けるものとし、監査等委員会と意見交換したうえで適切な金額を決定することとしております。

監査等委員である取締役の報酬額については、2017年11月28日開催の第19回定時株主総会において決議いただいた年額30百万円以内の範囲で業務の分担等を勘案して、監査等委員である取締役の協議により決定することとしております。

以上

(3) 当事業年度における取締役の報酬等の総額

当事業年度に係る取締役の報酬等の額につきましては次のとおりであります。

区 分	支給人数	固 定 報 酬	業 績 連 動 報 酬	非 金 銭 報 酬	支 給 額
取締役(監査等委員である取締役を除く。) (うち社外取締役)	4名 (一名)	31,653千円 (一十千円)	—	—	31,653千円 (一十千円)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	4名 (4名)	20,400千円 (20,400千円)	—	—	20,400千円 (20,400千円)
合 計	8名	52,053千円	—	—	52,053千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼取締役の使用人分給与は含まれておりません。なお、当事業年度における使用人兼取締役の使用人分給与はありません。
2. 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬限度額は、2017年11月28日開催の第19回定時株主総会において年額100百万円以内(ただし使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く)の員数は、2名です。
3. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2017年11月28日開催の第19回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は、3名です。
4. 上記には、2020年11月27日開催の第22回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役(監査等委員である取締役を除く)2名が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

地 位	氏 名	重要な兼職先	当社との関係
取 締 役 (監査等委員)	野 宮 拓	日比谷パーク法律事務所パートナー弁護士 一般社団法人Tリーグ 社外理事	(注) 1
取 締 役 (監査等委員)	長 洲 謙 一	株式会社ウイングス 代表取締役社長	—
取 締 役 (監査等委員)	野 老 覚	株式会社キャサンズ 代表取締役 学校法人環境造形学園 理事	—

- (注) 1. 社外取締役 野宮拓氏は、日比谷パーク法律事務所のパートナー弁護士であり、当社は同所と顧問契約を結んでおりますが、当事業年度における取引額は、当社の連結売上高及び同所の連結売上高のいずれに対しても0.1%未満と僅少です。また、当社は同氏に対して役員報酬以外に金銭その他の財産を支払っておりません。
2. 上記以外の社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に
 関して行った職務の概要

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況等
取 締 役 (監査等委員)	野 宮 拓	当事業年度開催の取締役会17回のうち全て、及び監査等委員会13回のうち全てに出席し、弁護士としての専門的知識や、企業経営を取り巻く環境についての豊富な経験と幅広い見識に基づき、議案・審議等に必要な助言・発言を適宜行っております。
取 締 役 (監査等委員)	西 口 英 世	当事業年度開催の取締役会17回のうち全て、及び監査等委員会13回のうち全てに出席し、コンプライアンスに関する豊富な知識と経験に基づき、議案・審議等に必要な助言・発言を適宜行っております。
取 締 役 (監査等委員)	長 洲 謙 一	当事業年度開催の取締役会17回のうち全て、及び監査等委員会13回のうち全てに出席し、企業経営に関する豊富な知識と経験に基づき、議案・審議等に必要な助言・発言を適宜行っております。
取 締 役 (監査等委員)	野 老 覚	当事業年度開催の取締役会17回のうち全て、及び監査等委員会13回のうち全てに出席し、企業経営に関する豊富な知識と経験に基づき、議案・審議等に必要な助言・発言を適宜行っております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は定款に取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき、当社が社外取締役の全員と締結している責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

取締役は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

(6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社のすべての取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その保険料を全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額

太陽有限責任監査法人 32,500 千円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

太陽有限責任監査法人 32,500 千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約について、会社法上の監査に対する報酬等の額と、金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておりません。実質的に区分できないことから上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

③ 重要な連結子会社の計算関係書類の監査に関する事項

該当する事項はありません。

(3) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画説明書の内容、従前の事業年度における職務執行状況及び報酬の算出根拠等を検討した結果、監査報酬額が適正であると判断し同意しております。

(4) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人の独立性や専門性並びに監査活動の適切性、妥当性及び効率性その他職務の執行に関する状況等を総合的に勘案し、その必要があると判断した場合、会計監査人の解任又は再任しないことに関する議案の内容を決定し、取締役会は、この決定に基づいて当該議案を株主総会に提出することといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合には、会計監査人を解任いたします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

6. 会社の状況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

本事業報告中の記載金額及び記載数値につきましては、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,030,986	流 動 負 債	1,409,112
現金及び預金	1,440,085	買掛金	95,982
受取手形及び売掛金	144,264	1年内返済予定の長期借入金	554,580
商品及び製品	10,206	リース債務	36,415
原材料及び貯蔵品	50,476	未払金	65,919
前払費用	179,630	未払費用	415,102
その他	207,685	未払法人税等	7,257
貸倒引当金	△1,363	賞与引当金	16,701
固 定 資 産	2,911,244	ポイント引当金	19,140
有 形 固 定 資 産	1,426,196	資産除去債務	11,950
建物及び構築物	942,808	その他	186,061
機械及び装置	3,292	固 定 負 債	3,342,962
車両運搬具	1,163	長期借入金	2,868,094
工具、器具及び備品	64,775	リース債務	64,396
土地	327,468	資産除去債務	324,148
リース資産	86,688	その他	86,323
無 形 固 定 資 産	44,676		
のれん	32,256	負 債 合 計	4,752,075
その他	12,419	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	1,440,371	株 主 資 本	171,620
繰延税金資産	6,738	資 本 金	50,000
差入保証金	1,416,450	資 本 剰 余 金	592,424
その他	20,385	利 益 剰 余 金	△294,254
貸倒引当金	△3,203	自 己 株 式	△176,550
		その他の包括利益累計額	11,640
		為替換算調整勘定	11,640
		新株予約権	6,895
		純 資 産 合 計	190,155
資 産 合 計	4,942,230	負 債 純 資 産 合 計	4,942,230

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年9月1日から2021年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		5,240,948
売上原価		4,492,469
売上総利益		748,479
販売費及び一般管理費		893,337
営業損失(△)		△144,858
営業外収益		
受取利息	14	
社会保険料還付金	7,966	
債務勘定整理益	3,567	
協賛金収入	100	
為替差益	2,435	
その他	7,007	21,090
営業外費用		
支払利息	42,761	
支払手数料	20,302	
貸倒引当金繰入	344	
その他	162	63,571
経常損失(△)		△187,339
特別利益		
固定資産売却益	154,355	
資産除去債務戻入益	27,224	
助成金収入	252,971	
新株予約権戻入益	1,134	435,685
特別損失		
減損損失	213,006	
固定資産除却損	5,591	
臨時休業による損失	283,739	502,337
税金等調整前当期純損失(△)		△253,991
法人税、住民税及び事業税	5,383	
法人税等調整額	22,240	27,623
当期純損失(△)		△281,614
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△281,614

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年9月1日から2021年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2020年9月1日残高	849,999	750,807	△971,022	△176,550	453,234
連結会計年度中の変動額					
減資	△799,999	799,999			
欠損填補		△958,382	958,382		
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△281,614		△281,614
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	△799,999	△158,382	676,767	-	△281,614
2021年8月31日残高	50,000	592,424	△294,254	△176,550	171,620

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
2020年9月1日残高	14,368	14,368	17,245	484,849
連結会計年度中の変動額				
減資				-
欠損填補				-
親会社株主に帰属する当期純損失(△)				△281,614
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△2,728	△2,728	△10,350	△13,079
連結会計年度中の変動額合計	△2,728	△2,728	△10,350	△294,693
2021年8月31日残高	11,640	11,640	6,895	190,155

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年10月22日

株式会社鉄人化計画
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 桐川 聡 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 康之 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社鉄人化計画の2020年9月1日から2021年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社鉄人化計画及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

連結注記表の継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは、前連結会計年度から2期連続となる営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類にされていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(2021年8月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,839,884	流動負債	1,268,092
現金及び預金	1,234,052	買掛金	83,045
売掛金	117,323	1年内返済予定の長期借入金	517,608
商品及び製品	3,517	リース債務	30,484
原材料及び貯蔵品	38,369	未払金	65,358
前払費用	172,186	未払費用	367,295
未収入金	190,704	未払法人税等	5,625
その他	115,106	未払消費税	68,084
貸倒引当金	△31,375	前受り金	1,328
固定資産	2,840,897	預り金	57,093
有形固定資産	1,380,881	前受り収益	6,129
建築物	912,913	資産除去債	11,950
構築物	7,008	賞与引当金	16,571
車両運搬具	250	ポインツ引当金	19,140
工具、器具及び備品	61,421	その他の	18,375
土地	327,468	固定負債	3,192,336
リース資産	71,820	長期借入金	2,768,556
無形固定資産	12,419	リース債務	53,058
ソフトウェア	5,328	資産除去債	300,230
その他	7,090	その他の	70,491
投資その他の資産	1,447,596	負債合計	4,460,429
関係会社株式	13,457	純資産の部	
関係会社長期貸付金	146,432	株主資本	213,456
差入保証金	1,315,313	資本金	50,000
その他	20,375	資本剰余金	591,617
貸倒引当金	△47,983	その他資本剰余金	591,617
資産合計	4,680,781	利益剰余金	△251,610
		その他利益剰余金	△251,610
		繰越利益剰余金	△251,610
		自己株式	△176,550
		新株予約権	6,895
		純資産合計	220,352
		負債純資産合計	4,680,781

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年9月1日から2021年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		4,543,967
売 上 原 価		3,847,639
売 上 総 利 益		696,327
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		805,774
営 業 損 失 (△)		△109,446
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,630	
社 会 保 険 料 還 付 金	7,966	
協 賛 金 収 入	100	
為 替 差 益	2,435	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	19,594	
そ の 他	5,653	37,379
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	40,853	
支 払 手 数 料	20,292	
そ の 他	119	61,265
経 常 損 失 (△)		△133,332
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	154,355	
資 産 除 去 債 務 戻 入 益	27,224	
助 成 金 収 入	209,824	
新 株 予 約 権 戻 入 益	1,134	392,538
特 別 損 失		
減 損 損 失	208,549	
固 定 資 産 除 却 損	5,591	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	6,542	
臨 時 休 業 に よ る 損 失	283,739	504,423
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△245,217
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	6,207	
法 人 税 等 調 整 額	185	6,393
当 期 純 損 失 (△)		△251,610

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年9月1日から2021年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金計
2020年9月1日残高	849,999	749,999	—	749,999	△958,382	△958,382
事業年度中の変動額						
減 資	△799,999	—	799,999	799,999	—	—
その他資本剰余金へ振替	—	△749,999	749,999	—	—	—
欠 損 填 補	—	—	△958,382	△958,382	958,382	958,382
当期純損失(△)	—	—	—	—	△251,610	△251,610
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	△799,999	△749,999	591,617	△158,382	706,772	706,772
2021年8月31日残高	50,000	—	591,617	591,617	△251,610	△251,610

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株 主 資 本 計		
2020年9月1日残高	△176,550	465,067	17,245	482,313
事業年度中の変動額				
減 資	—	—	—	—
その他資本剰余金へ振替	—	—	—	—
欠 損 填 補	—	—	—	—
当期純損失(△)	—	△251,610	—	△251,610
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	△10,350	△10,350
事業年度中の変動額合計	—	△251,610	△10,350	△261,961
2021年8月31日残高	△176,550	213,456	6,895	220,352

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2021年10月22日

株式会社鉄人化計画
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 桐川 聡 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 康之 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社鉄人化計画の2020年9月1日から2021年8月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

個別注記表の継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前事業年度から2期連続となる営業損失、経常損失及び当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年9月1日から2021年8月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

2021年10月26日

株式会社 鉄人化計画 監査等委員会
監査等委員 野宮拓 ㊞
監査等委員 西口英世 ㊞
監査等委員 長洲謙一 ㊞
監査等委員 野老覚 ㊞

(注) 監査等委員 野宮拓氏、西口英世氏、長洲謙一氏、野老覚氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）2名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）全員が任期満了となりますので、取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について監査等委員会からは、いずれの取締役候補者も適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	ねごろ たくや 根来 拓也 (1973年5月13日生)	1998年4月 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社（現シティグループ証券株）入社 2003年1月 同社 ディレクター証券化商品マネージャー 2006年12月 バークレイズ証券株 証券化商品トレーディング ディレクター 2009年12月 同社 外国債券トレーディング部長 マネージング・ディレクター 2010年12月 同社 債券トレーディング部長 マネージング・ディレクター 2014年9月 ゴールドマン・サックス証券株 証券部門マネージング・ディレクター（外国債券トレーディング部 部長） 2020年10月 当社 入社 2020年11月 当社 代表取締役社長（現任）	一株
2	うらの としお 浦野 敏男 (1960年2月9日生)	1984年7月 ㈱アマダ入社 1999年7月 ㈱アークワールド入社 2001年1月 同社 取締役総務経理室長 2002年1月 当社 入社 2002年3月 当社 取締役管理本部長 2003年6月 当社 常務取締役管理本部長 2015年9月 ㈱M.I.Tホールディングス（現㈱ビューティシエアリングテクノロジーズ）管理部長 2016年5月 同社 取締役管理部長 2016年7月 同社 専務取締役CFO 管理本部長 2020年10月 当社 入社 2020年11月 当社 常務取締役管理本部長（現任）	21,400株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 根来拓也氏は、2020年11月に当社代表取締役として就任以降、金融業界で培った豊富な知見と経験を活かし、当社組織を牽引するとともに、重要な経営判断や意思決定を適切に行ってまいりました。その実績から、当社の経営を担うことが期待できると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。
3. 浦野敏男氏は、2002年から約12年間当社の取締役として管理部門を管掌しており、2020年11月に再び当社取締役として就任以降は、その会社経営に関する豊富な知見と管理部門に関する幅広い経験を活かし、重要な経営判断や意思決定を適切に行ってまいりました。その実績

から、当社の経営を担うことが期待できると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

4. 役員等賠償責任保険契約の締結について

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その契約の概要は、事業報告17頁(6)役員等賠償責任保険契約の内容の概要に記載のとおりです。各候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本総会の終結の時をもって監査等委員である取締役4名全員が任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	ながす けんいち 長洲 謙一 (1965年10月10日生)	1989年4月 コスモ証券(株) (現:岩井コスモ証券(株)) 入社 1998年8月 クレディ・リヨネ証券会社 (現:クレディ・アグリコル証券会社) 入社 2000年9月 クレディ スイス ファースト ポストン証券会社 (現:クレディ・スイス証券(株)) 入社 2000年12月 ゴールドマン・サックス証券会社 (現:ゴールドマン・サックス証券(株)) 入社 2004年12月 同社マネージング・ディレクター 2006年12月 同社パートナー 2014年1月 (株)ウイングス設立 代表取締役社長 (現任) 2014年7月 (株)AILE設立 代表取締役社長 2014年10月 日本駐車場開発(株)社外取締役 (現任) 2016年6月 京都大学非常勤講師 (現任) 2019年11月 当社 社外取締役 (監査等委員) (現任)	一株
2	ところ さとる 野老 寛 (1970年2月28日生)	1993年4月 (株)日本長期信用銀行 (現: (株)新生銀行) 入社 2000年2月 (株)グラックス・アンド・アソシエイツ入社 2000年5月 同社株式会社への改組により同社取締役 2001年6月 (株)シンクバンク入社 2001年10月 同社株式会社への改組により同社代表取締役 2003年10月 (株)リサ・パートナーズ (株)シンクバンクと2003年9月に合併) 取締役 2007年12月 (株)キャサンズ設立 代表取締役 (現任) 2013年5月 アイランドジャパン(株)社外取締役 (現任) 2017年11月 学校法人環境造形学園理事 (現任) 2019年11月 当社 社外取締役 (監査等委員) (現任)	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	やまき りょうた 山崎 良太 (1975年12月19日生)	2000年10月 弁護士登録 森綜合法律事務所（現：森・濱田 松本法律事務所）入所 2009年1月 森・濱田松本法律事務所パートナ ー（現任） 2015年12月 税理士登録	一株
4	わたなべ けんさぶろう 渡邊 劍三郎 (1955年1月11日生)	2005年10月 小平警察署長 2006年9月 警視庁文書課長 2008年2月 警視正昇任 近畿管区警察局長総務監察部広域調 整第二課長 2010年2月 赤坂警察署長 2011年2月 警視庁総務部参事官（企画課長） 2013年2月 警視庁警備部参事官 2014年3月 警視長昇任 警視庁地域部長 2015年2月 警視監昇任 警務部付 2015年4月 日本中央競馬会 参与	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 長洲謙一氏、野老覚氏、山崎良太氏及び渡邊劍三郎氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 長洲謙一氏は、金融業界での豊富な経験、及び企業買収等に関する豊富な知識を有しており、引き続き、社外取締役としてその経験を当社の監査体制に活かしていただけるものと判断し、取締役候補者といたしました。なお、同氏の社外取締役（監査等委員）としての在任期間は2年となります。
4. 野老覚氏は、会社経営者としての経験とガバナンスに関する豊富な知識を有しており、引き続き、社外取締役としてその経験を当社の監査体制に活かしていただけるものと判断し、取締役候補者といたしました。なお、同氏の社外取締役（監査等委員）としての在任期間は2年となります。
5. 山崎良太氏は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての専門的知識や豊富な経験を有しており、その見識を当社の監査体制に活かしていただけるものと判断し、取締役候補者といたしました。
6. 渡邊劍三郎氏は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、警察官として培われたコンプライアンスに関する豊富な知識と経験を当社の監査体制に活かしていただけるものと判断し、取締役候補者といたしました。同氏の就任が承認された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
7. 当社は、長洲謙一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本総会において、同氏の再任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。
8. 社外取締役との責任限定契約について
当社は、長洲謙一氏、野老覚氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。また、山崎良太氏、渡邊劍三郎氏の就任が承認された場合、同契約を締結する予定であります。
9. 役員等賠償責任保険契約の締結について
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その契約の概要は、事業報告17頁（6）役員等賠償責任保険契約の内容の概要に記載のとおりです。各候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、下記の要領により、当社の取締役、従業員及び当社子会社の従業員に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行すること並びに新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社グループ全体として、企業価値増大への貢献意欲や士気を一層高めること及び経営参画・帰属意識の向上による優秀な人材の定着率向上を図るとともに、株主様を重視した経営を一層推進することを目的として、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。本議案において同じ。）、従業員及び当社子会社の従業員に対し、金銭の払込みを要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。

また、取締役に対し新株予約権を付与することにつきましては、ストック・オプションの目的で付与するものであり、取締役の報酬等として相当であると存じます。

2. 新株予約権の発行要項

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社取締役

当社従業員

当社子会社従業員

(2) 新株予約権の総数

350個を上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権1個当たりの目的となる株式の種類及び数（以下、「付与株式数」という。）は当社普通株式100株とし、新株予約権の行使により交付される株式の数は35,000株を上限とする。ただし、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割又は併合の比率
かかる調整は当該時点において未行使の新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1円とする。

③ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項決定日から3ヶ月を経過した日より10年を経過するまでの範囲とする。ただし、行使期間の最終日が当社の営業日以外の日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(i) 増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

(ii) 増加する資本準備金の額は、上記(i)記載の資本金等増加限度額から上記(i)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

⑥ 新株予約権の取得の事由

(i) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき(株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされたとき。)は、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(ii) 新株予約権者が新株予約権を行使する条件を成就できなくなったときは、取締役会が別途定める日に、当社は当該新株予約権者が有する新株予約権の全部を無償で取得することができる。

⑦ 新株予約権の行使の条件

(i) 新株予約権の一部行使は認めない。

(ii) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役又は従業員の地位(長期にわたり休職しているときを除く。)にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合若しくは従業員が定年により退職した場合において取締役会決議により当社若しくは当社の関係会社の競業会社の役員、従業員、嘱託、顧問、アドバイザー若しくはコンサルタントに従事していないと認められたとき、又は、取締役会決議をもって特に認めるときはこの限りではない。

(iii) 新株予約権者の相続人による行使はこれを認めない。

(iv) その他の行使条件は、取締役会決議により決定する。

3. 取締役の報酬等に関する事項

本議案は、取締役に対して、2017年11月28日開催の第19回定時株主総会において、取締役の報酬額は年額100百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とする旨のご承認をいただいておりますが、これとは別枠にて、取締役に付与する新株予約権に関する報酬等につき、20個を上限に上記第2項の内容による新株予約権を取締役に対して交付するものであります。なお、第1号議案を原案とおりが承認いただいた場合の取締役の員数は2名であります。また、取締役における新株予約権の交付数につきましては、当該取締役の役割、当社業績への貢献度、業務成績、能力、取締役としての就任年数及び功労割合等の要素を総合的に考慮したうえ、当社取締役会において決定いたしたいと存じます。

取締役の報酬等として付与する上記第2項の内容による新株予約権の額は、割当日において算定した上記新株予約権1個当たりの公正価額に、取締役に割り当てる当該新株予約権の総数を乗じて得た額といたします。上記新株予約権1個当たりの公正価額とは、一般的なオプション価値算定モデルであるブラック・ショールズ・モデルにより算定した公正な評価単価に基づくものといたします。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場：東京都中央区銀座五丁目 9 番11号
銀座ファゼンダビル 9階
カラオケの鉄人 銀座店
電話番号 03-5537-0670



[交 通]

●東京メトロ銀座駅 A3出口（徒歩2分）